

- 第六條 組合員は規定の組合費ヲ前納スルコトヲ要ス。
第七條 組合員ニシテ本組合ノ主導ニ反スル者ハ組合員タルコトヲ拒絶スルコトアル可シキ。
第四章 入会及退会
第八條 本組合員タリントスル者ハ規定の様式ニ従ヒ指定事項ヲ明記シタル上
入会旨込書ヲ添ヘ紹介者連署ノ上申込可し紹介者ハ組合員ニ限ル。
第九條 本組合員ニシテ退会セントスル者ハ其ノ理由ヲ明記シ紹介者連署ノ上
所屬幹部ノ前ニ届ケ出ツ可シキ。
第十條 本組合員ニシテ組合員タル資格ヲ失ビタル者ハ退会ヲ命ズ。

- 第五章 組合員の権利義務**
第十二条 本組合員ハ役員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス。
第十三条 本組合員ハ本組合ノ集會ニ出席シ發言並ニ投票スル権利ヲ有ス。
第十四条 組合費其ノ他ハ如何ナル場合モ返還セズ。